

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要（条例第82号）

1. 改正の趣旨

建築基準法の規制の合理化を図ることを目的として、「建築基準法の一部を改正する法律」が平成30年6月27日に公布された。この改正により、1年を超えて使用する仮設興行場等の建築の許可や接道規制の適用除外の認定に係る制度などが定められた。これにより、各種許可や認定に係る申請手数料を新設する必要があることなどから、神奈川県建築基準条例について所要の改正を行うこととした。

2. 改正の内容

- (1) 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物のうち、その階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについて、耐火建築物等としなければならない建築物の対象から除くこととした。（第43条関係）
- (2) 建築基準法第85条第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等について、条例による規制の一部を適用しないこととした。（第55条関係）
- (3) 建築基準法の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。
 - ア 建築物の接道規制の適用除外に係る手続が変更されたことに伴い、建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る認定申請手数料について新たに徴収することとした。（別表関係）
 - イ 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例が設けられたことに伴い、1年を超えて使用する仮設興行場等建築許可申請手数料について新たに徴収することとしたほか、仮設建築物建築許可申請手数料の名称を変更することとした。（別表関係）
 - ウ 既存不適格建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限が緩和されたことに伴い、既存不適格建築物における2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料等について新たに徴収することとしたほか、既存不適格建築物における2以上の工事の全体計画の認定申請手数料等の名称を変更することとした。（別表関係）
 - エ 既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限が緩和されたことに伴い、用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可申請手数料等について新たに徴収することとした。（別表関係）
- (4) その他規定の整備を行うこととした。（第1条、第53条、第55条、別表関係）
- (5) この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、(2)並びに(4)のうち第1条及び第53条に係る部分については公布の日から、(3)ア及びイについては平成30年11月1日から施行することとした。
- (6) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。